

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路の鋼床版I桁橋の健全性評価に関する現地計測その他検討業務（その2）
2 業 者 名	一般財団法人阪神高速先進技術研究所

本業務を行うにあたっては、都市内に位置する当該橋梁の大規模更新工事が及ぼす社会的影響を考慮し、以下の要件が求められる

- ① 点検、維持管理および補修・補強に関する高度で最新の技術や専門的知見に精通すること。
- ② 阪神高速道路の抱える技術的課題に取り組んだ経験のある学識経験者との連携体制を有すること。
- ③ 阪神高速道路の鋼床版・鋼桁の構造物特性や技術基準に熟知し、阪神高速グループにおける過年度からの調査研究実績を考慮した検討が可能であること。

一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という。）は、以下の要件を満足している。

- ① 土木構造物の点検及び診断業務に従事する技術者を対象とした講習会・資格試験を行うとともに、「阪神高速道路の橋梁構造物のアセットマネジメントに関する検討及びその他業務（2023年度）」や「橋梁構造物の劣化・損傷の進展予測に関する技術検討及びその他業務」を当社から受注し、「橋梁鋼床版の補強構造、及び橋梁鋼床版の補強方法」等の特許を保有する等、点検、維持管理および補修・補強に関する先進的な技術・専門的知見を有している。
- ② 当社の技術審議会の委員及び顧問をメンバーに含む有識者委員会を有し、阪神高速道路に精通した学識・有識者による審議を踏まえた検討が可能である。
- ③ これまでに「阪神高速道路の鋼床版I 桁橋の健全性評価に関する現地計測その他検討業務（2021年度）」や「阪神高速道路の技術基準に関する調査研究業務及び審査業務」等の技術検討業務を受注し、鋼構造物の状況や課題を把握した上で当社の技術基準を熟知している。加えて、当社の建設及び維持管理や道路に係る高度な研究・技術開発事項に関して長年にわたって継続的に関わっており、実績の利活用が可能である。

本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務の契約相手方として当該研究所を選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。

よって、阪神高速道路株式会社契約規定第2条第2号の規定により当該研究所と随意契約するものである。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。